

特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

受注者は、この請負契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保責任保険の加入を行う。

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額

(3) 保険期間

(4) 保険内容

特定住宅瑕疵担保履行法第2条第6項第2号イ及びロの事項による

監督員確認